

担当課	区 分	監査の結果又は意見	措置の内容等
【関連所属】 文化スポーツ室 市民活動振興室 健康づくり推進課 保育課 施設給食課	総括意見	予防保全の考え方に基づく施設の日常管理について 屋上やベランダ、バルコニーの排水溝（ドレン）の清掃については定期的に実施し、まずは日常的にできる予防保全の考え方については適切に導入されたい。 今後も保有し続ける施設や市政運営において重要な施設、新規整備施設等、施設別の優先度を設定するとともに、設備や建物部材ごとに事後保全としても差し支えのないものを特定し、予防保全に係る優先度を設定し、重要な施設や設備、建物部材については予防保全への取組を実際に進められたい。（総括意見１）	屋上やドレン等についても定期的に清掃を行うこととし、その他の施設管理についても随時状況を確認し、必要な対策を講じます。
【関連所属】 資産管理課 施設給食課	総括意見	設計施工時における、保全しやすい施設の検討について 公共施設等は景観美としての役割も一定程度求められるが、今後、整備する施設については、設計段階において、保全しやすい設計であるかを十分に考慮することが望まれる。また、公共施設等の整備に際して策定される基本構想や基本計画の策定時において、保全しやすい施設の設計を担保できるよう、技術職員が設計・施工時に意見できるような体制の確保が望まれる。（総括意見３）	「建物維持管理マニュアル」を基本に施設の適切な維持管理に努めるとともに、施設の改修等においては、随時、技術職員とも連携を取りながら、対応します。

担当課	区 分	監査の結果又は意見	措置の内容等
【関連所属】 資産管理課 文化スポーツ室 市民活動振興室 健康づくり推進課 福祉総務課 障害福祉課 高齢介護室 環境事業課 都市三課 保育課 市民サービス部 （市民生活担当） 施設給食課 社会教育推進課 総合教育研修センター 中央図書館	総括意見	施設の劣化診断の必要性について 利用者の安全性確保のため、また施設の今後のあり方を検討するためには、建築から一定年数が経過した施設については、建物（躯体）の劣化診断を実施し、建築物が今後何年間使用できる見込みかについて個々に検討することが望ましい。（総括意見4）	建築基準法第12条に基づく定期報告（12条点検）の点検結果に基づき、必要な修繕等の対応を行っております。引き続き、12条点検の結果を踏まえ、建築部局とも相談しながら、適切な対応を行い、安全かつ適正な建物の維持管理に努めます。

担当課	区 分	監査の結果又は意見	措置の内容等
【関連所属】 資産管理課 文化スポーツ室 健康づくり推進課 都市三課 保育課 施設給食課 社会教育推進課 総合教育研修センター 中央図書館	総括意見	避難経路の確保や消防器具の管理について 災害時の安全確保や迅速な対応のため、避難経路の確保や消火器の使用に問題がないことを定期的に確認されたい。 （総括意見5）	消防法に基づく消防計画に定める建物の日常点検については、災害時における避難経路の確保・消防器具の確保などの重要性に鑑み、避難経路の確保・消防器具の管理を含め、徹底します。
【関連所属】 都市二課 施設給食課	総括意見	施設の将来計画について 必要に応じて計画を策定し、その際には市全体の施設計画と適時に整合を図るよう、資産活用課や財政課含めた他課とより一層の連携を図ることが望まれる。 義務教育の機会均等や水準の維持・向上の観点、教育委員会が主体的に検討すべき課題である。 市で培ってきた小中一貫教育の推進が根付いてきていることも踏まえ、教育委員会が首長部局と連携して、小中一貫教育の更なる充実を見据えた適正配置を検討し、全庁的な議論が行える素地を固めることが望まれる。その上で、今後必要な時期には、全庁的な会議体等において、まちづくりの観点も含めた小中学校の適正配置に関する方針を主体的に議論し、適正配置に向けた施策を実行していくことが望まれる。（総括意見6）	学校施設の多くが更新の時期を迎えていること、公共施設全体の床面積の約6割を占めることから、「公共施設適正化検討方針」及び「市民サービスのターミナル化推進計画」に基づき、公共施設全体の在り方を整理する中で、個々の施設の方向性や優先順位について、教育委員会での検討内容を踏まえつつ、まちづくりの観点も含めた、あらゆる世代への市民サービス向上に資する適正配置及び適正規模、財政負担の軽減・平準化の実現を目指し、全庁的な検討が必要であると認識しています。
施設給食課	結果	非常口を塞ぐ形での用具の備置について 避難口を塞ぐ形で用具を置かないよう徹底すべきである。 （結果19）	月1回の日常点検におけるチェックリストに避難経路にあたる非常口前等に用具などの障害物が置かれてないかの項目を追加し、確認を徹底します。

担当課	区 分	監査の結果又は意見	措置の内容等
施設給食課	結果	消火器設置表示場所への消火器の不配置について 消火器設置場所に利用可能な消火器を常時配置する必要がある。（結果20）	月1回の日常点検におけるチェックリストに適切な位置に消火器が設置されているかの項目を追加し、確認を徹底します。
施設給食課	結果	非常口を塞ぐ形での用具の備置について 避難口を塞ぐ形で用具を置かないよう徹底すべきである。（結果21）	月1回の日常点検におけるチェックリストに避難経路にあたる非常口前等に用具などの障害物が置かれてないかの項目を追加し、確認を徹底します。
施設給食課	結果	消火器設置表示場所への消火器の不配置について 校舎2階の消火器設置表示場所に消火器が配置されていなかった。 消火器設置場所に利用可能な消火器を常時配置する必要がある。（結果22）	月1回の日常点検におけるチェックリストに適切な位置に消火器が設置されているかの項目を追加し、確認を徹底します。
施設給食課	結果	消火用ホース格納箱前への物品備置について 消火用ホース格納箱前に用具を置かないよう徹底する必要がある。（結果23）	月1回の日常点検におけるチェックリストに消火用ホース格納箱前に用具などの障害物が置かれてないかの項目を追加し、確認を徹底します。
中央図書館	結果	避難経路及び消火器の視認性の確保について 避難口を塞ぐ形で備品等を置かないとともに、消火器の設置箇所の十分な視認性を確保するよう徹底する必要がある。（結果24）	・脚立・台車など、不特定の職員が使用する備品については、使用後、所定の位置に戻すことを徹底します。 ・職員は、毎日の本直し（返却された本を書架に直すこと）や予約本の抜き取りの際に、館内の避難経路等も見回り、安全な避難経路の確保、消火器の看板が目視できるかなどを確認します。□

担当課	区 分	監査の結果又は意見	措置の内容等
総合教育研修センター	結果	消火器の点検漏れについて 法定点検時に点検を行い、使用可能であることを確認しておく必要がある。 ポンプの規模から当ポンプ室に3本配備する必要性は乏しいものと考えられ、ポンプ室以外への配備等、より効果的な配置を検討することが望まれる。（結果25）	当ポンプ室に配備していた消火器（3本）については、令和7年6月に廃棄しました。
総合教育研修センター	結果	固定資産台帳の定期的なメンテナンスについて 旧明徳小学校の給食室等、すでに存在しない建物等については、「固定資産台帳」から除外する手続を速やかに行う必要がある。 「固定資産台帳」における該当施設の所管記載について、教育政策総務課から総合教育研修センターへと速やかに修正する必要がある。（結果26）	給食室については、固定資産台帳から削除する手続を行うとともに、既に所管が変更となっている分については、正しい所管に変更しました。
総合教育研修センター	結果	耐震性が不十分かつ劣化が進む建物への書類、防災備蓄品の保管について 施設給食課は書類等を、防災課は防災備蓄品を、それぞれ耐震済かつ管理が十分に行われている建物に速やかに移設し、良好な保管状態を確保する必要がある。（結果27）	施設給食課は書類等を、防災課は防災備蓄品をについて移設済であり、未耐震校舎及び体育館には書類等の保管を認めない運用に変更しました。
総合教育研修センター	結果	耐震性が不十分かつ劣化が進む建物へのICT 関連品、防災備蓄品の保管について 教育指導課はICT 関連品を、防災課は防災備蓄品を、それぞれ耐震済かつ管理が十分に行われている建物に速やかに移設し、良好な保管状態を確保する必要がある。 個人情報（氏名など）が記載された廃棄予定品について、個人情報の取り扱いに留意して速やかに廃棄する必要がある。（結果28）	御指摘の物品については、既に移設や廃棄対応済であり、体育館への物品の保管を認めない運用に変更しました。

担当課	区 分	監査の結果又は意見	措置の内容等
施設給食課	意見	学校施設の適正な維持管理に向けた小中学校の適正配置の検討について 市における小中一貫教育の推進を踏まえ、中学校区を軸とした小中学校の適正配置の検討（例：施設一体型への移行、小学校の集約、現状の小中学校の維持など）をすみやかにを行い、校舎等の今後の使用年限を早急に定めていくことが望まれる。（意見43）	公共施設適正化検討方針を踏まえ、今後の小中学校の在り方について検討していく中で、進めていくものと考えています。
施設給食課	意見	設計時にライフサイクルコストの考え方や、今後のメンテナンスのしやすさを重点検討項目に含めることについて 今後、設計する校舎については、屋上やベランダ、バルコニー等の排水口（ドレン）を容易に清掃できるような配慮や、高所作業でも足場を極力要せず作業費用を抑えられるような配慮、剪定や管理が比較的容易な樹木の選定といった、今後のメンテナンスのしやすさや維持管理コストの抑制を重点検討項目に含めることが望まれる。（意見44）	今後、新たに校舎を建て替えを検討する際には、日常メンテナンス等が容易に実施できるような施設となるよう取り組みます。
施設給食課	意見	屋上のメンテナンスの徹底（ドレン（排水口）の清掃、不要物の廃棄等）について（第八中学校） 適時のドレン清掃が望まれる。 また、現在使用していないアンテナが放置されていた。老朽化による破損、強風による屋上外への飛散を防止するため、早期撤去が望まれる。 屋上高架水槽下のコンクリート破損や屋上の防水シート・渡り廊下の屋上防水シートの破損・たわみが見受けられた。定期的に点検し必要な修繕を適時に行うことが望まれる。（意見45）	・アンテナについては、令和6年9月に撤去しました。 ・屋上高架水槽下のコンクリート破損部については令和6年9月に修繕しました。 ・今後、定期的に学校関係者にて屋上の確認をしてもらうと共に、建築基準法第12条に基づく点検報告等にて状況確認に努めます。□

担当課	区 分	監査の結果又は意見	措置の内容等
施設給食課	意見	屋上のメンテナンスの徹底（ドレン（排水口）の清掃、不要物の廃棄等）について（点野小学校） 適時のドレン清掃が望まれる。 配管防護カバーが劣化して剥がれ、屋上に転がっていた。老朽化による破損、強風による屋上外への飛散を防止するため、早期撤去が望まれる。 放送室の屋上防水シートの破損が見受けられた。定期的に点検し必要な修繕を適時に行うことが望まれる。（意見46）	・配管保護カバーについては、令和6年9月に撤去しました。 ・放送室の屋上防水シートについては、令和6年9月に修繕しました。 ・今後、定期的に学校関係者にて屋上の確認をしてもらうと共に、建築基準法第12条に基づく点検報告等にて状況確認に努めます。□
施設給食課	意見	消火ポンプ室への物品保管について 消火ポンプ室内に物品を保管せず、他の適切な倉庫等に保管を行うことが望まれる。（意見47）	消火ポンプ室内に保管していた物品については、令和6年9月に保管庫に移動させました。今後、物品や書類等については、適切な倉庫等に保管するよう、学校への周知を徹底します。
中央図書館	意見	利用者アンケートの実施について 定期的な利用者アンケートの実施により、施設や運営としての改善ニーズの把握し、その対応について検討することが望まれる。（意見48）	定期的に図書館が主催する講座やイベントにて、職員の利用者対応等に係る項目を加えたアンケートを配布し、市民ニーズの把握に努めます。
社会教育推進課	意見	消火器の配置について エスポールを視察した際に、エレベーター機械室に設置されている消火器の周りに備品が置かれており、迅速な使用に支障をきたす可能性がある状態であった。 消火器は迅速に利用できるような箇所に設置することを徹底することが望まれる。（意見49）	消火器の周りには備品を置かないよう指定管理者に周知徹底するよう指示をしました。

担当課	区 分	監査の結果又は意見	措置の内容等
社会教育推進課	意見	防音用の板の安全な設置について 防音板が、万が一落下すれば、利用者の安全性に甚大な支障をきたす恐れがあるため、予算的な制約を考慮したうえで、防音窓を設定するか、防音板の上部分を固定するなどの工夫により、利用者の安全性を確保することが望まれる。（意見50）	防音板と手すり部分を上部・下部共に、完全に動かないようチェーンで固定しました。
社会教育推進課	意見	防煙垂壁(ガラス)の安全性について 防煙垂壁が、万が一割れて落下すれば、利用者の安全性に甚大な支障をきたす恐れがあるだけでなく、防煙垂壁は防火・防煙機能の一環としても重要な役割を果たしており、その強度や安全性が維持されていなければ、本来の防火機能も損なわれる可能性がある。 従って、防煙垂壁の交換等により、利用者の安全性を確保することが望まれる。（意見51）	令和6年8月に当該防煙垂壁を新しいものと交換しました。
社会教育推進課	意見	市物品の実地調査について 定期的に管理物品の実地調査を行い、その結果を報告資料として記録することで、管理の透明性と信頼性を確保することが望まれる。（意見52）	定期的に管理物品の実地調査を行い、その結果を報告資料として記録する運用としました。
社会教育推進課	意見	開館時間の表示について ホームページや市ホームページで掲載しているエスポアール「利用の手引き」では開館時間が8時50分と表示されており、条例の定めとの間に不整合があった。 利用者の誤解を招く恐れがあるため、条例で定められた開館時間に統一して表示することが望まれる。（意見53）	エスポアール「利用の手引き」における記載を条例で定められた開館時間と統一しました。

担当課	区 分	監査の結果又は意見	措置の内容等
社会教育推進課	意見	利用の手引きにおける集会室の表示について 「利用の手引き」において、「集会室」のみ概要が表示されていなかった。 「利用の手引き」において、「集会室」の概要を表示し、利用促進を図ることが望まれる。（意見54）	市ホームページ及び「利用の手引き」において、「集会室」の概要を表示することとしました。
社会教育推進課	意見	使用料見直しの検討について 指定管理料に占める使用料の割合も低い点や、近年の人件費や物価の高騰の影響により指定管理料が増加している点に鑑み、物価高騰等を踏まえた使用料の見直しによる、市の負担（指定管理料）と利用者の負担（使用料）のバランスの適正化を検討することが望まれる。 その際、施工時の設計変更の影響により第1会議室と第2会議室で広さ・定員が違うにも関わらず利用料金が同一とされている点についても、解消を検討することが望まれる。（意見55）	使用料については、今後の施設の状況及び市民負担のバランス等を考慮し、他の施設の状況も注視する中で慎重に検討すべきものと考えています。
社会教育推進課	意見	貸館としての利用方法の見直しの検討について 利用状況を踏まえて、現在の貸館構成のままに利用促進の取り組みをすすめるだけでなく、例えば以下のように、利用状況を踏まえた今後の各室の貸館としての利用方法のあり方について、費用対効果を十分に勘案したうえで、見直しを検討することが望まれる。（意見56）	講義室1・2の用途変更については、改築費用を要することから、費用対効果を勘案し、慎重に検討を進めてまいります。また、軽スポーツ室の無料開放については、条例で定められた児童への支援の観点から利用方法の見直しは難しいものと考えています。

担当課	区 分	監査の結果又は意見	措置の内容等
社会教育推進課	意見	遊休土地の売却可能性の検討について 社会教育推進課の所管する旧教育センター跡地は、2015年度に教育センターが閉所され、2016年度に更地化されているが、その後約8年が経過しているにも関わらず、具体的な処分の検討が進められていない。 市として、現時点で転用の予定が無いのであれば、売却可能性を判断するための具体的な調査や評価を行い、必要に応じて売却手続きに向けた準備を進めることが望まれる。 また、売却が難しい場合でも、他の利用方法を検討することが望まれる。（意見57）	「公共施設等総合管理計画」の個別計画（アクションプラン）において、「売却」の方向性が示されていることから売却に向けた対応を考えています。
総合教育研修センター	意見	消耗品交換期限切れAED の廃棄について 期限切れの当AED 機器が使用できると誤認され、迅速な救護活動が阻害されるおそれがあるため、防災課で早急に処分することが望まれる。（意見58）	廃棄予定の期限切れを迎えたAEDについて、本体とスタンドを分け、本体については令和6年8月に廃棄を行い、スタンドについては予備として備蓄倉庫に保管することとしました。
総合教育研修センター	意見	総合教育研修センター敷地内に放置された不用品の撤去について 総合教育研修センター敷地内に多数放置されている不用品について、なるべく早急に撤去を進めることが望まれる。 この際、多数の建物、不用品を一度に処分するのは困難とは思われるため、撤去計画を策定し計画的に撤去を進めていくことが望まれる。 不法侵入による破損や侵入者の怪我につながるおそれがあるため、壁をふさぐ、立入禁止の表示を行うなどの対策が望まれる。（意見59）	・敷地内にある不用品については、順次撤去を行い、時間や費用を要するものについては、計画的に撤去を進めます。 ・敷地内の破損箇所等については、令和6年9月に進入路を塞ぐとともに、立入禁止の表示を掲示しました。

担当課	区 分	監査の結果又は意見	措置の内容等
総合教育研修センター	意見	旧明德小学校の校舎、倉庫、体育館、プール等の今後の活用について 建物等を活用するか、撤去して更地化するか等の今後の方針を、市で早急に検討し意思決定することが望まれる。 (意見60)	旧明德小学校の校舎、倉庫、体育館、プール等の今後の活用については、市全体の公共施設の在り方を踏まえ対応を検討します。